

# 検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年4月5日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.104】

## 松崎氏が革マル派最高幹部と信ずるに相当の理由あり！

JR総連らが原告の「週刊現代裁判」の判決には、非常に興味深い判断が多数示されており、引き続き検証を進める。本号から松崎氏らの組織私物化問題から一旦離れ、「松崎氏が革マル派の最高幹部であること」等の記事の真実相当性についての判決内容を紹介する。

第3 争点についての判断 3争点(3)について (5)本件記事部分4

ア 本件記事部分4は、松崎が革マル派の最高幹部であること、原告両組合が松崎の意向に従うことの各事実を摘示するものである - (後略) -。

イ(ア) まず、松崎が革マル派の最高幹部であることについて見ると、松崎が昭和38年の革マル派結成時に副議長を務めていたこと、革マル派を脱退したことを理由として、革マル派が松崎に報復等をしたことがないこと、本件資料には、松崎が議長の黒田寛一に次ぐ最高幹部として組織内では絶大な権限を有し、革マル派幹部を指揮・指導して、党建設に精力的に取り組んでいるとの記載、松崎は、黒田寛一と同様、革マル派の組織全般にわたって指揮・指導しているとの記載があること、被告西岡は警視庁公安部や警察庁警備局長の要職を歴任したAから松崎が革マル派の最高幹部であると聞いたことが認められる。これらの事実にかんがみると、被告西岡及びKが松崎が革マル派の最高幹部であるとの事実が真実であると信ずるについて相当の理由があったというべきである。

(イ)a 原告両組合(注:JR総連・東労組)は、松崎は革マル派を脱退し、繰り返しそのことを公言していたから、上記相当の理由はないと主張する。

b しかし、証拠及び弁論の全趣旨によれば、革マル派を脱退した時期に関する松崎の発言として、例えば、以下のようなものがあり、その内容は変遷し、あいまいである。すなわち、『フォーカス』S606/19号では、松崎の発言として、「オレも確かに革マルの副議長だったが、異論じゃ労働運動はできない」との記載がある。松崎の著作である『鬼が撃つ』(H4 10/27 発行)には、「1978年に「貨物安定宣言」を行ったとき、私はまだ革マルだったと思う」との記載がある。福原福太郎(注:JR総連元委員長)の著作である『記録「国鉄改革」前後 - 労組役員の備忘録から -』(H15 5/1 発行)には、「話題豊富な松崎氏はマスコミから“革マル派の副議長”とも言われていた。国鉄改革の段階で、その革マル派を離れたと、きいた」との記載がある。『フライデー』H6 8/19・26合併号には、松崎の発言として、革マル派は「俺が辞めたと思ったときから辞めたことになる。別に辞めるための儀式なんてない」との記載がある。『宝島』H6 8/24号には、松崎の発言として、革マル派を辞めたのは、「さあ、何年でしょうか。事例が出ないのでよくわかりませんね。自分勝手に辞めただけのことでですから」という趣旨の記載がある。

c 原告両組合は、松崎は、革マル派と動労との間に無用なあつれきが生じないよう、時には革マル派に迎合しながら、動労本体とともに徐々に革マル派から離脱していったことから、上記のように、松崎の発言内容があいまいなものになったと主張するが、革マル派が党派性を隠して労働組合等への浸透を図っているとの記載が、警察庁警備局長の答弁として国会の会議録に、また、警察庁の刊行物や内閣総理大臣の答弁書にそれぞれあることを併せて考えると、このようにあいまいな発言がされていることから、被告西岡及びK(注:「週刊現代」編集長)が松崎がいまだ革マル派の最高幹部であると信ずるのもやむを得ないというべきである。

裁判所はJR総連の主張を退けて明確に判示！

松崎氏らがいくら「革マル派とは関係ない」と主張しようとも、裁判所は「松崎がいまだ革マル派の最高幹部であると信ずるのもやむを得ない」と明確に判示しているのである。